

一般財団法人 川合京都仏教美術財団

助成金交付要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人川合京都仏教美術財団（以下「当財団」という）は、京都府内に存する仏像、仏画を中心とする文化財で、国、京都府又は府内の市町村が法令に基づいて指定又は登録したもの（京都府暫定登録文化財を含む）の保存修理に対する助成を目的とし、その交付の要領は本要綱の定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第2条 助成金の交付を求め得る者は、第1条所定の仏像、仏画を中心とする文化財を所有又は管理するもので、かつ次の各号に該当するものとする。

- (1) 対象文化財の保存修理に要する経費について、他の何らかの公的な補助を受けているもの。
- (2) この助成金の交付を受けることによって、対象文化財の保存が適切に行われる見込みがあるもの。

2 前項の規定に該当するものであっても既に連続して5年にわたる助成金の交付を受けているものにあつては、その交付を受けた最終年度から2年を経過するまでは適用の対象としないものとする。

(交付決定)

第3条 助成金交付の決定は当財団の理事会がするが、必要に応じて専門家の意見を聞くことができる。

(助成についての条件)

第4条 当財団の保存修理費の助成は、次の各号の条件のもとに行われるものとする。

- (1) 対象文化財の修理を届け出た届出書の写しを提出すること。
- (2) 対象文化財の修理に要する事業費から、国、京都府、市町村及び他の団体等からの補助金や助成金を差し引いた、最終の所有者負担額の60%以内とし、その限度額は30万円とする。
- (3) 助成は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。予算の範囲を超えた場合は、前号に定める最終の所有者負担額の、総事業費に占める割合が大きいものを優先するものとする。

(助成金交付申請書)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、「文化財保存修理事業助成金交付申請書」（別紙様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、各年の11月1日から翌年の2月末日までに、当財団に提出しなければならない。

- (1) 修理届出書の写し
- (2) 修理見積書
- (3) 修理仕様書
- (4) 価値及び破損状況の判断できる写真
- (5) その他参考となる資料

(事業報告書の提出)

第6条 助成金の交付を受けた者は、事業終了後すみやかに「文化財保存修理事業報告書」(別紙様式第2号)に次に掲げる書類等を添えて、1部を当財団に提出するものとする。

- (1) 修理作業中並びに修理完了後の写真
- (2) 修理完了後の保管状況等の分かる写真や資料
- (3) その他参考となる資料

(助成金の返還)

第7条 当財団は、助成金の交付を受けた者が当財団の承認を受けないでその交付の目的に反して助成金を使用した場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業完了時期)

第8条 事業の完了時期は当該会計年度内とする。但し、年度内に完了しない場合又はその実施が困難な場合は、すみやかに当財団に報告し、指示を受けなければならない。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- ・この要綱は一般財団法人川合京都仏教美術財団の設立の登記の日から施行する。
- ・平成30年3月29日一部改正
- ・令和4年5月30日一部改正